

千ヶ滝別荘地・矢ヶ崎山別荘地・三度山別荘地内に於ける工事着手時の手順について

当社分譲地（千ヶ滝別荘地・矢ヶ崎山別荘地・三度山別荘地）において、工事（建物建築・増改築・建物解体・その他土木工事及び造園工事等）を行う際は、工事の規模の大小に関わらず届出が必要です。

1. 着手前の届出について

次の書類をご提出ください。

- ① 工事等着工届（当社指定用紙）
- ② 工事請負契約書の写し（**建築・増築の場合、建築配置図を含む**）
- ③ 工事所在地を明示した位置図
- ④ 道路面及び路肩構造物等の着工前現況写真
- ⑤ 建築確認済証の写し

上記書類を提出していただいた後に「工事届済証」を発行しますので、工事現場の道路から見える場所に掲示してください。

尚、「工事届済証」の掲示がない場合は工事を中止していただく場合もあります。

※施主様との工事請負契約が未契約の場合は、契約締結後すみやかに提出してください。

2. 建築工事協力金の支払い

別荘地全体の維持管理、環境整備にご協力していただくこと的主旨から工事施工業者様に次の工事協力金をご負担いただいております。

(1) 工事協力金

請負代金	施 工 業 者 様	
	軽井沢町内業者	軽井沢町外業者
3,000万円(税別)まで	1.5%	2.0%
3,000万円(税別)を超える部分	0.6%	0.6%

(2) お支払い日 「工事等着工届」を受領後、当社にて金額を算出し請求後お支払いいただきます。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。

(3) そ の 他 工事協力金は施工業者様にご負担いただくもので請求書・領収書の宛名は施工業者様宛となります。又、道路・施設等への損傷が著しい場合は別途修繕費を負担していただく場合があります。

3. 工事完了時の工事届済証の返却について

工事が完了した際は必ず当社まで報告いただくとともに「工事届済証」を返却していただきます。

4. 工事完了後の現場確認

工事完了後の道路面及び路肩構造物等の現況写真を提出してください。当社にて工事現場の確認をいたします。

■ 工事施工時の留意事項

- ① 工事着工前に敷地境界を確認すること。
- ② 工事着工前に道路面及び路肩構造物等の写真を添付し（必要があれば図面添付）、「工事等着工届」とともに提出願います。
- ③ 工事中に道路の損傷、水道管等を破損した場合は直ちに当社へ連絡のうえ、当社の指示に従い修復すること。
又、工事完了後は当社にて工事現場を確認いたします。
万一、破損箇所が発見された場合は速やかに修復していただきます。
- ④ 工事用出入口の側溝等排水施設は鉄板等で養生すること。
- ⑤ 雨水等により敷地内の土砂等が流出しないよう養生すること。
- ⑥ 伐採木・根・建築廃材等を不法投棄しないこと。
- ⑦ 無断で他人の土地を使用したり、水道を使用したりしないこと。
- ⑧ 工事車両については他の車両通行の妨げとならないよう駐停車し、交通事故防止に努めること。
- ⑨ 通行止めにする場合は、事前に管理事務所と協議していただきます。
- ⑩ 側溝等を重機等が横断する場合はグレーチング・鉄板等を使用し、側溝等を破損させないこと。
- ⑪ 別荘地の美化に務め、現場で出たゴミは持ち帰り、風等により工事用資材が現場内外へ散乱しないよう留意すること。
- ⑫ 工事現場には必要に応じ簡易トイレを設置すること。
- ⑬ 土日・祝祭日・早朝・深夜（近隣に迷惑となる日・時間帯）において騒音・振動・粉じん等が発生する工事は自粛すること。
- ⑭ 夏期における建築工事は周辺の静穏維持のため7/25～8/31までの間、原則自粛願います。

以上

軽井沢千ヶ滝別荘地西区からまつの森・新からまつの森・あさまテラス地区内における

排水施設・汚水処理施設の利用について

軽井沢千ヶ滝別荘地 西区からまつの森地区内一部地域、西区新からまつの森およびあさまテラス地区においては、汚水処理施設から排出する処理水を地下浸透の方法で処理することはできません。

建物を建築する場合には、建築主が設置する浄化槽と区画内に設置されている汚水枡を繋ぐものとし、当該汚水枡に接続されている株式会社西武リアルティソリューションズ（以下「当社」という）が設置した排水施設により、汚水処理水を処理していただきます。

当該排水施設利用については、当社に対して排水施設利用料をお支払いいただくこととなっております。

なお、西区からまつの森地区では、事前に建築主と当社との間で「排水施設・汚水処理施設維持管理契約」締結の必要があります。

（他社仲介にてご購入の場合はご注意ください。）

以上

- ※ ①手続きおよび排水施設利用料等の詳細につきましては、下記を参照ください。
- ・軽井沢千ヶ滝別荘地西区からまつの森 排水施設・汚水処理施設維持管理契約書
 - ・軽井沢千ヶ滝別荘地西区新からまつの森 排水施設・汚水処理施設維持管理規則
 - ・軽井沢千ヶ滝別荘地あさまテラス排水施設・汚水処理施設維持管理規則
- ②上記管理契約書および管理規則において、建築主は建物を建築しようとするときは、あらかじめ様式①「排水施設利用承諾願」を当社に提出し、承諾を得ることとなっております。（建物・浄化槽・汚水配水管の各配置図および浄化槽の機能に関する資料を添付）